

職員との面会に当たってのお願い (元防衛省職員の方が含まれる場合)

海上自衛隊で発生した事案を受けて防衛省として定められた方針(※1)により、現役防衛省職員が元防衛省職員と面会する場合、現役防衛省職員は複数で対応することとなりました。

つきましては、次の点に関して御協力をお願いいたします。

1. 面会者に元防衛省職員が含まれる場合、面会先に事前に御一報ください。
2. 諸事情により現役の防衛省職員を複数割り当てられない可能性があります。その場合は、日程または面会者の再調整をお願いする可能性があります。

※1 防衛省として定められた方針（公式サイトからのコピー）

海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置について

令和5年3月31日

防衛省

今般、海上自衛隊1等海佐による特定秘密等漏えい事案について、本事案の要因及び衆・参両院から受けた勧告の内容を十分に踏まえ、再発防止措置を策定いたしました。

我が国の防衛に必要な秘密情報を適切に保全すべき防衛省・自衛隊において、秘密情報の漏えいは、あってはならない事案であり、大変遺憾です。今後、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、再発防止を徹底してまいります。

[▶ 特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置\(概要\)](#) 

[▶ 防衛省を退職された皆様へ](#) 

※2

※2 再発防止措置の公式サイト https://www.mod.go.jp/j/press/news/2023/03/31e_02.pdf

※2 再発防止措置（概要）（公式サイトからのコピー）

特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置（概要）

令和5年3月
防衛省

昨年12月26日に公表した特定秘密等漏えい事案に関し、本年3月末までに策定することとしていた再発防止措置について、衆・参両院から受けた勧告の内容及び同種事案・ブリーフィング依頼の有無の調査結果を十分に踏まえ、以下を取りまとめ、本年3月31日、防衛大臣から通達

1 元職員へのブリーフィング・面会の対応要領の策定

- 元職員からのブリーフィング依頼の「連絡調整部署」を指定し対応を一元化
 - ・情報部署の職員：ブリーフィング禁止（例外なし）
 - ・情報部署以外の職員：連絡調整部署と保全部署の連携の下、上司の事前許可により対応
- 面会は部署に応じて事前許可又は事後報告を制度化
 - ・情報部署の職員：元職員との面会の際は、事前許可を受けた上で対応
 - ・情報部署以外の職員：元職員との面会後事後報告
- ブリーフィング・面会ともに複数の職員で対応

2 保全意識の更なる徹底

- 従来の年1回の保全教育の徹底に加え、管理者や退職する職員への教育を新たに制度化
- 退職時、現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等の誓約書を新たに制度化
- 現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等を、様々な機会・手段で元職員に周知

3 防衛省の施策等に係る国民の理解への配慮

- 情報保全の徹底と同時に、対外公表資料を用い、防衛省の施策等の情報発信を積極的に実施